

参議院決算委員会(第百十九回閉会後)会議録第三号

平成二年十一月二十日(火曜日)
午前十一時開会

委員の異動

十一月十七日
補欠選任
榎原 敬義君

十一月十九日
補欠選任
榎崎 年子君

十一月十九日
補欠選任
榎崎 年子君
吉岡 吉典君
諫山 博君

出席者は左のとおり。

委員長 及川 一夫君
理事 大浜 方栄君
守任 有信君
会田 長栄君
千葉 景子君
猪熊 重一君

委員

秋山 肇君
石渡 清元君
尾辻 秀久君
岡野 裕君
木暮 山人君
清水嘉子子君
陣内 孝雄君
鈴木 省吾君
福田 宏一君
二木 秀夫君
大瀧 綱子君
梶原 敬義君
喜岡 淳君

國務大臣

外務大臣 中山 太郎君
國務大臣 (防衛庁長官) 石川 要三君

事務局側

説明員

内閣法制局第一部長 大森 政輔君
防衛庁長官官房長 日吉 章君
防衛庁防衛局長 島山 肇君
防衛庁経理局長 村田 直昭君
防衛庁装備局長 関 收君
防衛施設庁長官 児玉 良雄君
防衛施設庁施設部長 大原 重信君
外務大臣官房長 佐藤 嘉恭君
外務大臣官房審議官 川島 裕君
外務大臣官房審議官 河村 武和君
外務大臣官房外務参事官 島中 篤君
外務大臣官房領事移住部長 久米 邦貞君
外務省北米局長 松浦晃一郎君
外務省経済局長 林 貞行君
外務省条約局長 柳井 俊一君
会計検査院事務総局第一局長 安部 彪君

参考人

会計検査院事務総局第一局長 澤井 泰君
国際協力事業団理事 中村 順一君
海外経済協力基金理事 笹沼 充弘君

本日の会議に付した案件

○昭和六十二年度一般会計歳入歳出決算、昭和六十二年度特別会計歳入歳出決算、昭和六十二年年度税収納金整理資金受払計算書、昭和六十二年年度政府関係機関決算書(第百十四回国会内閣提出)(継続案件)
○昭和六十二年度国有財産増減及び現在額総計算書(第百十四回国会内閣提出)(継続案件)
○昭和六十二年度国有財産無償貸付状況総計算書(第百十四回国会内閣提出)(継続案件)

○委員長(及川一夫君) ただいまから決算委員会を開会いたします。
まず、委員の異動について御報告いたします。去る十七日、三重野栄子君及び庄司中君が委員を辞任され、その補欠として洲上貞雄君及び梶原敬義君が選任されました。
また、昨日、杏脱タケ子君、高崎裕子君及び洲上貞雄君が委員を辞任され、その補欠として吉岡吉典君、諫山博君及び榎崎年子君が選任されました。

○委員長(及川一夫君) 昭和六十二年度決算外二件を議題といたします。
本日は外務省及び防衛庁の決算について審査を行います。

○委員長(及川一夫君) この際、お諮りいたします。

議事の都合により、これらの決算の概要説明及び決算検査の概要説明は、いずれもこれを省略して、本日の会議録の末尾に掲載することにいたします。御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(及川一夫君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(及川一夫君) それでは、これより質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言願います。

○榎原敬義君 防衛庁、外務省に対する決算事項に入る前に、一、二お尋ねをしたいと思います。
最初に外務大臣、サダム・フセイン大統領が十八日に発表いたしましたのが、クリスマスから向こう三カ月間に人質全員を釈放するというようなメッセージが伝わっております。一方では、報道がありましたが、二十万ともあるいは二十五万とも兵力をクウェートに増兵する、こういうようなことが伝えられておりますが、外務大臣としてはこのような事態をどのように受けとめておられるか、最初に。

○國務大臣(中山太郎君) 今委員から御指摘のございました、三月まで平和的な環境が維持されればという条件がつけられております。ということを考えますと、イラク政府の考え方というものはなおこれから慎重にこの事態の真実を把握する必要があります。というふうなふうに私自身は考えておりました。なおこのサウジに展開する軍の増強、またイラク軍のクウェートに対しての軍の増強というものは、中東の緊迫感を一層高める状況が続いておる。しかし日本政府としては、国連決議に沿って、経済制裁を強化しながら平和的な解決への努力を引き続きやらなければならない、このような考え方であります。

還が実現していないという状況でございます。

今後とも中国側と協力しつつ、本件問題の円満な解決に努めたい、このように考えております。

○木庭健太郎君 具体的に中国側との交渉をすすつたか、教えて下さい。

○説明員(河村武和君) これまで我が方がこれらの偽装難民の方と話をいたしまして作成した名簿を中国側に手交した上で、早期に身柄を引き取るように外交ルートを通じて事務レベルで折衝してきております。中国側は、我々の作成いたしました名簿に基づきまして身元の確認作業を行つていくということでございます。

○木庭健太郎君 教次というのは何回のことですか。

○説明員(河村武和君) 大臣レベルで申し入れました回数、昨年問題が大きくなりました。九月に二件ございまして、さらに今年に入りまして、七月からでございますけれども、七月から九月まで四回大臣レベルの申し入れを行つてきています、こういうことでございます。

○木庭健太郎君 私、一年前にも決算委員会がこの問題を取り上げさせていただきました。そのとき大臣は、いろんな問題があるけれども、できる限り早くこの問題は解決したいというふうにおっしゃつてもおりました。私、日本語はよくわからないのですけれども、できるだけ早くというのは、一年以上もかかるのができるだけ早くなのかなというふうな気持ちにも正直言つてなりません。

例えは、先日の即位の礼のときに中国の異学議副総理がお見えになりましたけれども、そのときにもこういう話は出しましたか。

○國務大臣(中山太郎君) 異学議副総理との会談では、この問題を協議する時間的な余裕がございませんでした。ほかの日中問題をいろいろと話し合つておりました。この問題も触れられましたが、その前に、九月の国連総会におきまして、錢其琛外相

との間に、本件につきまして正式に引き取りをお願いいたしております。

ただ問題は、残つておられる方のほとんどが中国に元来住んでおられた方ではない、ベトナムから中国に移住された後こちらにいられたということ、中国に移住された後こちらにいられたということ、引取りに一つの大きな障害となつては、できるだけ速やかにこの方々の本国への帰還というものを今後とも努力をいたしてまいりたい、このように考えております。

○木庭健太郎君 大臣、たしか昨年この問題が起きたとき、もちろん東京の難民収容所にも行かれましたけれども、長崎までわざわざ足を運ばれてレセプションセンターもぞかれた。そこで生活している人たちの状況を見て、非常に大変だなどいうことをたしかおっしゃつた記憶があるんです。

私も先日大村まで足を運んでまいりました。千四十一人のおられます。あそこへの入国収容所は、実際の難民の定員が二百三十人ちょっとなんです。プレハブでどうにか対応しているけれども、しかも収容所というところ、レセプションセンターのときは家族と一緒にいることができません。収容所になつたらどうなつていくか。男女は一緒に置くことはできないんです。家族ばらばらになります。そういふところに閉じ込められたままなんです。ごらんになったとおり、例えば運動しようにも全然運動場がないんですよ。卓球台が四台ある、四台で千人とちやうど運動するのになんかというのを本當につくづく思いました。状況をちょっと聞きましたら、今収容所のいわゆる医師が何人かいらつしやるのですけれども、そこへの相談が一日百件を超えるようなときもあるというふうにして、非常にいら立ちが募つている。

私が行つたときも、本当は中まで入つてそういう人たちの話を聞きたかつた。ところが収容所の方からとめられまして、異常な興奮状態である、

日本のそういういわゆる役割を持った人が来たら、とにかく早く帰してくれということに殺到してくる。危険です。ぜひ早く帰して、そう言われて、怒りを感じただけで終つてしまつたけれども、非常にそういう意味で精神的にもいら立つていますし、そういう状態というのは人道的な意味で本當にこれは大変な問題だと思つたんです。

だから、日本というのは、どちらかという新しい問題が起きてくるとそつちの方に目が行つてしまつて、どうしてもそういう問題が置き去りにされがちだというふうを感じるんです。そういう意味で、強力的な形で何とかこの問題、例えば来年中にはきちんとはどうにかやりたいというふうなことが、いらつしやる方たちにもわかれば随分違うと思つてすよ。それが何にも見通しがつかないというところ、彼らが抱える最大の問題があるんじゃないかなと私は思つてます。

その辺は、確かに言われたように問題あるわけですが、何とかいつまでかというふうなめどが立たないのかどうか、それをぜひここで一言お伺いしておきたいと思つてます。

○説明員(河村武和君) 先ほど大臣からも申しましたとおり、今、本件偽装難民については、できる限り速やかにこれらの人々を中国側に引き取つていただくべく従来から交渉をやつてきたわけでございますけれども、この交渉をさらに進めるために、近々北京におきまして事務レベルの協議を行つて、十一月の末というのを現在中国側と折衝中でございますけれども、北京に参りまして一層協議を促進して、何とか早期帰還のめどをつけたら、このように考えております。

○木庭健太郎君 ぜひそういうめどをつけていた残された人たちは本當に大変でございますし、そういう問題で暴動でも起きたら、また今度は付近の問題にもなつてきますし、日中関係の問題に

なりまして、ぜひともその点を強力に押し進めていただいて、この十一月末の事務レベルの協議のときにある一定程度のめどはぜひつけていただきたいということを要望して、次の質問に移ります。

次はODAの問題で、非常に個別の問題でございますけれども、インドのナルマダ川開発問題、特に日本のODAに係るナルマダ川開発問題、サロバル・ダム、ダムの融資について、SSPの問題なんでもすけれども、何点か確認させていただきたいと思つてます。

このダムについては、現地の反対運動が非常に激しくて、また環境と開発のあり方、ODAの調査のあり方というように、一つの警鐘を打ち鳴らした問題でもございました。その意味で、外務省が中心になつた日本政府が追加融資を中止したというのを聞きまして、これについてはやはり一つの転換点だなど、そういう意味で非常に評価するところもございまして、

ただ、新聞報道を見ておりましたら、中止であつてみたり、中断であつてみたり、停止であつてみたり、言葉の使い方がさまざまございまして、一体どういう状況になつたのかというものがつきりしないというところもございまして、ですから、どういう状況になつて今この状況を迎えているのか。例えば、インド政府から追加融資の要請があつたけれども日本政府としてはこの追加融資については断つたというふうな状況なのか、これでもう一切今後やらないということなのか、それとも、今非常に事態が進行している問題が起きているので一たん中止するということに決められたのか、それをぜひつきりさせていただきたいと思つてます。

○説明員(中野寛君) お答えいたします。

本件計画に係ります住民の移転問題及び環境問題につきましては、インド政府より種々の対応、対策が講じられるべきことになっておりますが、ダム建設の実施をめぐりまして、先生今御指摘のとおり、現地で住民による反対運動が起つてい

ることは承知しております。

我が国といたしまして、本件計画の影響の大きさ等にかんがみまして、事実関係の把握も含めまして、今後慎重に対応することが必要であると考へております。

○木庭健太郎君　そうすると、追加融資の要請はインド政府からあったんですか。

○説明員(農中篤君)　インド側におきまして、本件追加融資に対する期待があることは承知しております。しかし現時点では、インド側からは来年度の円借款に向けての要請はまだなされておられません。

○木庭健太郎君　そうすると、外務省の認識としては、このナルマダ川の問題については、現在融資を中止している状況だと判断していいわけですか。

○説明員(農中篤君)　ただいま申し上げましたとおり、今後の検討に当たりましては、本件計画の影響の大きさにかんがみまして、現地の状況その他を十分調査して慎重に対応を決めてまいらる考へてございます。

○木庭健太郎君　そうすると、現状としては、インド政府からこの問題について具体的な要請もあつていない、ただ別に融資どうのこうのという話までは至っていないというふうな外務省として判断しているということですか。

○説明員(農中篤君)　今申し上げましたとおり、今融資を最終的に決めるという段階にはまだ至っておりません。

○木庭健太郎君　そうすると、これからそういう融資が起きてくるかもしれない、そういう融資の問題が起きた場合、日本政府としては事実関係をきちんと確認した上で慎重に対応をしたいということでしょうか。

○説明員(農中篤君)　本件実施につきましましては、環境問題あるいは住民移転問題につきまして、現地の反対住民とインド政府との話し合いに大きな前進が見られ、解決に向けての十分合理的な見通しが得られることが重要だと考へております。

す。

○木庭健太郎君　その重要だというのは、やっぱりそういうものを満たさない限り日本としては追加融資はできないというふうな理解してよろしいんでしょうか。

○説明員(農中篤君)　その点も踏まえまして、今慎重に事実関係を、現地の状況を調査しております。

○木庭健太郎君　調査しているというのは、実際に現地に外務省の方から人をやらせて、今何か現地を調査されているということでしょうか。

○説明員(農中篤君)　現在のところは、現地の大使館あるいはその関係のオフィス等の情報収集をしております。

○木庭健太郎君　そうすると、現地住民に今どういふ反対運動、動きがあるのかというのは、大使館を通じてだけは話を聞いておられるけれども、実際にどのようなことが起こっているかは、外務省としては把握されていないということですか。

○説明員(農中篤君)　私が申し上げましたのは、住民運動、反対運動が大変厳しい状況になっているということ、その進展といえますが、解決の方向を見定めるべく情報収集はしておりますけれども、私どもの判断では、今のところは余り大きな進展が見られないと判断しております。

○木庭健太郎君　はっきりとした情報じゃないですけども、私が聞いていたのは、日本政府に一応二百五十億円の追加融資要請というのがインド政府からあった。額の問題は要請主義の問題ですか、それ以外に、一応要請があつたけれども、この前の六月の会議がございましたね、そのとき日本政府としてはそれについては現状としては追加融資はできないというふうな判断された。その後もやはり大きなプロジェクトでございますから、要請についてはインド政府は強い希望がある、そういうふうなことは事実関係を漏れ伝へて聞いておつたんですけれども、そのことは間違いないでしょうか。

○説明員(農中篤君)　先方の要請が正式に出てまいります前に、いろいろ事務的な折衝がござい

す。その段階で私どもにインド側の、先ほど御説明しましたような強い期待というものは私どもも承知はしておりますけれども、正式な要請の形ではまだ出ておりません。

○木庭健太郎君　正式な要請として出ていないということ、先ほどの私が言ったことは違ふということでしょうか。

○説明員(農中篤君)　今、この正式な形では出ていないということでございます。

○木庭健太郎君　そう御理解いただいで結構だと思ひます。

○木庭健太郎君　私の判断といたしましては、外務省としては、そういう正式な要請が出る前にこの問題については一つの結論を出されて、現在現地在非常に混乱もしておりますし、環境の問題もございまして、そういうことを外務省としては検討した上で、環境面それから住民の移住ということとをある意味では非常に念頭に置いてこの問題に対応された、それはすばらしいことだと私は思っております。

ただ、形として今のところ正式に出ていないとおっしゃいましたので、そうすると、先ほどもちょっとお話しになりましたけれども、もし最終的に強い要請があり、正式な要請が出たとしても、そういう問題を重視なさっているならば、もし追加融資を決定するような場合は、現地住民、特に利害関係があります現地の住民の方々ですね、こういう方たちの意見をきちんと聞いてはなさっているというふうな受け取ってよろしいでしょうか。

○説明員(農中篤君)　現地住民の間の意見の調整、利害の対立の調整につきましては、一義的にはインド政府側でできると調整をしてもらうべき性質の問題だと思ひますけれども、仮に将来インド政府から正式な要請があつた場合に、我々がそれを受けられるかどうかということ判断しますときには、先ほど申し上げましたように、その問題についての大きな前進が見られ、解決に向

ての十分合理的な見通しが得られるまでは、なかなかそういう要請を受けるといふことは難しいのではないかと考へております。

○木庭健太郎君　非常にそれは確かな判断だと思ふんですけれども、ぜひそういう際に日本政府としても、外交上の問題があるんでしようけれども、現地の声を直接日本政府が、ある意味じゃそれは第三者に委託するかもしれないけれども、調査団としてきちんと聞くという作業がこの問題では大事じゃないかなと思ふんです。それができなかつたからこそ融資を始めて結局は今のよう

な状況を迎えていると私は思ふんです。

外務省として、この問題の再開というか、もし正式に要請があつた場合には、最終決断を下す前に政府として独自に現地の人の声を聞くという調査団なり、やり方はいろいろあるでしようけれども、それをぜひやっていたらいいと思ふんですけれども、このことについて御見解を伺ひたいと思ひます。

○説明員(農中篤君)　本件につきましては、いろいろこれまでの経緯もございまして、最終的決断をいたします前には現地にも調査団を派遣いたしましたいろいろな側面から調査、また実態を把握する必要があると思ひます。

ただ先ほど申し上げましたように、現地のいろいろな意見がございまして、その意見の調整は一義的にはインド政府が行うべきものと考へております。

○木庭健太郎君　私もそのとおりだと思ふんです。第一義的にはインド政府です。ただ、最終的な形の上で日本政府として行く気はありませんかと聞いているんですけれども、このことについてはどうですか。

○説明員(農中篤君)　私、先ほど申し上げましたように、現地に参りましたミッションはいろいろ側面からやはりその全体のバランスを考へながら判断をしなければいけないと思ひますけれども、現地の意見と申しまして、こういう問題につきましましてはいろいろ意見がございまして、それ

を日本政府がみずから調整するというのはいかがなものかと思われまふので、最終的な調整は先ほど申し上げましたようにインド政府がきつと取り仕切つて、その辺の解決のめどが立つという段階で我々としては要請を考えた、そう思つております。

○木庭健太郎君 大臣、今こややつてこの問題を論議したんですけれども、予算委員会でも随分このナラマダの問題が出ましたし、私はもうちょっと外務省に踏み込んで答えていたのだかた部分もあるんですけれども、この問題の最大の問題としてやっぱりODAを援助するときの事前調査はどうあるべきかという問題が非常に浮き彫りにされたと思つております。

環境についてのガイドラインも外務省はつくりたり、いろんな努力をなさつて居ることも事実なんですけれども、どうしても相手国政府ということがやっぱり一番大きな問題ですから、例えばガイドラインの問題にしても、一応投げる先は相手国政府ですけれど、そこに書いてもらわなくちゃいけないところが、なかなか現地の声が届いてこないような部分があるのも事実なんですけれど、これをどう酌み取つていくのが本場に役に立つ援助かどうかという決め手にもなると思つております。

これは私の意見ですけれども、大臣御自身は、このナルマダの問題を通しながら、方向性としては今非常に慎重に対応していかうということであつていらつしやいますけれども、何でもかきこつてきたのか。実際に一回は融資をして居るわけですから、二十八億、日本としては、それがどうしてこんなことになつてしまつたのか。どこに問題があつたと大臣御自身は御認識になるのか。また、このナルマダの問題を特殊な例外と見ていらつしやるのか。それとも一つの教訓として今後ODAの運営を進めるに当たつてどういふふうになつていこうと思われるか。それをぜひお伺ひしたいと思つております。

○國務大臣(中山太郎君) 本件につきましては、世銀との協同融資ということで、本件実施に当た

りましてはフィージビリティスタディーで調査も出してありまして、世銀の方もこの企画について同意をしていただいたという経過がございます。しかし、実際に現地では、住民の移転等の問題を踏まえて住民の反対運動、これが大変盛んになつてきているという段階で、日本政府としては、この国会の御審議を通じて日本政府のこの問題に対する考え方を改めて明らかにさせていたただいたようなこととございます。

私は就任以来、ODAというものは国民の貴重な税金を使ってやる国際協力であるという観点から、慎重に相手国のいわゆるプロジェクトについての調査を行うことを初め、事後の評価、このよりのものもきつとやつて政府が国民の信頼を得るような形でODAを実施し、相手国からも喜ばれ歓迎されるということになつていかならぬという基本的な考え方を持っております。

○木庭健太郎君 もう一つは、事後評価の問題をおつしやいましたけれども、事前調査の問題なんです。大臣、今これは世銀との協同融資だつた。このナルマダの問題のときにいつも出てくるものも、要するに世銀の方が融資額は大きいわけですから、そうすると、世銀が調査をきつたとしたら、日本政府としてはそれを信用するしかないじゃないか、それに基づいてやつたんだと。ところが、この前の世銀の総会ですか、あのときに世銀総会の中でも、環境の問題について事前調査で世銀として十分に対応し切れない面があつたというふうなことを私の前新聞報道で読みましたけれども、そういう意味では、事前調査をどうやればいいかというの、世銀自体も非常に反省期にきて、直さなくてはならないという認識に立っている。それならば、やはり我が国としても、これから本場に喜ばれるODAをやつていくために、事前にどれだけきちんとしたものができるといふのが最大のポイントになると思つております。

私は、だからといって即座に世銀ほど調査体制

を整えろというのは、今の倍増どころではないですわな、物すごい人数が必要だということもよく理解していただけます。例えば民間のNGOの皆さんもいろいろやる、またこういうことを研究していらつしやる民間の方々もいらつしやる、そういう力も取り入れて、何とかこの調査体制、これを充実する時期に來ているのではないかという問題が指摘した一番大きな問題だと思つております。

○國務大臣(中山太郎君) 御指摘のとおりでございます。私は実は今年の国連総会における日本政府の代表演説で、日本が国際協力の舞台で世界一のODA協力国になつてきた、しかし国会で御審議をいただく過程で、いろいろと問題点の御指摘を耳にすることが多くなつてきて居る。こういうことについて国連の場では、日本政府としては、やっぱり大きな国際社会がいわゆる被援助国の主権侵害にならないような形で評価するシステムあるいはフィージビリティスタディーをやるといふようなことを今後検討していただきたいという旨の、趣旨を含めた演説を今年行つてきたところでございます。私は、御指摘のとおり極めてこれから慎重にやらなければならぬ問題であるという認識をいたしております。

○木庭健太郎君 せっかく経済協力基金の方が来て居られますので、先ほども何も発言がなかったみたいですから、私は一言聞いておきます。

○木庭健太郎君 せっかく経済協力基金の方が来て居られますので、先ほども何も発言がなかったみたいですから、私は一言聞いておきます。

○参考人(松沼充弘君) お答え申し上げます。先ほど御指摘にありました事前調査でございますが、これは一九八五年二月に借款協定を結びましたエンジニアリングサービス借款のもとの詳細設計、これを指しておられることと思つております。ここでは今申し上げました詳細設計のほかに、入札に係る書類の作成、それにあわせて環境面では、本借款によりましてインドネシアのリニアウ大学に委託をいたしまして、生態系、住民移転等の予想される環境への影響の調査がなされております。しかし、この調査をいたしたのはいまだに、この件に關しましては調査費の供与というのが我々の立場でございます。

それが、この三月に我々が調査団を出しましたのは、実はこの詳細設計が終つてしまつてしまつたから円借款の要請が出てまいりました。それに対して円借款をつけることが妥当かどうか、そのための調査という形で、うちの職員を派遣しております。

○木庭健太郎君 外務大臣、お聞きになつたように、これもやっぱり最初に調査するときには相手国政府にお金を出すだけなんです。本場にそういう意味では、何か悔しい気もするんです。ただ、今回の再調査で私聞いておられますのは、ここがスマートソウの住んでいる地域である、しかも仏教遺跡であるということ、その点が最近になつて明らかになつて、きちんと調査する必要があるというので行かれたというふう聞いて居るんですけれども、違ひますか。

○木庭健太郎君 ただ、それでもまた私が腑に落ちないのは何かと、せっかく行かれたというのに、確かに家の調査はして来た。遺跡の調査もして来た。ただ、移転する住民もいるわけですよ。一万人居ますよ、十二分にもっと多くの人間が移住しなくてはならないかもしれない。そういう住民からの話はお聞きになりましたか。

○参考人(松沼充弘君) 実は、この環境面の調査におきまして、住民の意向の調査というものの実

際、この三月に我々が調査団を出しましたのは、実はこの詳細設計が終つてしまつたから円借款の要請が出てまいりました。それに対して円借款をつけることが妥当かどうか、そのための調査という形で、うちの職員を派遣しております。

際に行われております。我々が直接行いました調査というのは、実はこの調査の結果を確認するというところではないかと、スマートラフの問題も内容確認した、それから移転に關しては我々としては調査団を派遣してその問題についての確認をしております。

○木庭健太郎君　そうすると、今度行かれた調査団も、実際には現地へ入って行って現地の状況は見られていないわけですかね。インドネシアに行くと、政府から、そういうのがどうだったという書類を見ただけで終わっているんですか、調査は。

○参事人(笠沼充弘君)　今も申し上げましたように、我々が供与しました資金によりまして十分な調査が行われております。我々はその調査を確認したということ、間接的には現地の意向というものも十分に把握したというふうに考えております。直接乗り込んで前と同じようなことを全部の村、全部の住民について一々聞いて回ったということではございませんけれども、その調査の内容は十分確認させていただいたというふうに考えております。

○木庭健太郎君　そうすると、実際には現地には行かれたんでしょう、一応。現地に足は踏み込んで、全員は聞けなくても一部の人ぐらいは、聞いていないんですか。全然現地に足を踏み込んでいないんですか、このダムの現地の住民たちがいるところには。

○参事人(笠沼充弘君)　これは、現地には入っておりますけれども、現地の人たちの意向を聞いて歩いたということではございません。先方政府に内容を確認すること、それから出ておりましたその調査の結果というものを確認したというのが我々の調査の内容でございます。

○木庭健太郎君　その辺が非常に、人教がないのかもしれない、日教がないのかもしれない。ただ、もちろん相手国政府の言うことを信用しないということになれば、外交問題ですからそれは大変なことになるでしょうけれども、そういう作業もこれからは交換公文を結ぶに当たって

は必要になってくるのではないかと私には思えてならないんです。その辺、ぜひこの問題についても対応しないと、同じ問題がまた起きてしまったら取り返しがつかないということを指摘させていただきたいと思っております。

○説明員(島中篤君)　本件プロジェクトに關しましては、今基金の方からも説明がありました、いろいろ調査をしておりますけれども、そういうものが明らかにクリアになってくれば、両方の政府の話し合いで交換公文の締結という方向に向かって進展していくことになると思っております。

先ほどのインドのケースは、私先ほど申し上げましたが、インド政府と、住民の移転あるいは環境問題、いろいろなことにつきまして、こういうことをするようになりという条件がついておりました。それについてインド政府がいろいろいかなければいけないことがございましたけれども、それが思うように進んでいないというのが現状でございます。

それと比べて今度のインドネシアのコータパシジャンにつきましては、インドネシア側が環境配慮の面も含めて種々の調査をし、象の移転その他についてもきちんと対応を進めていると我々は考えております。

○木庭健太郎君　そうすると、交換公文を結ぶに当たって、今のところもう障害はなくなっているという認識を持っているということでしょうか。

○説明員(島中篤君)　今のところ、直ちに交換公文という段階ではございませんけれども、比較的問題といまして、環境配慮あるいは移転の問題につきましてもインドネシア政府の進め方というのはいくら進んでおりますので、こういう状況を踏まえて、今後とも両政府間で話し合いを進めて交換公文の締結の方に向かって今協議を進める段階に来ているのではないかと考えております。

○木庭健太郎君　残されたわずかな時間で、最後熱帯林破壊の問題で今世界的に注目を集めておりますマレーシアのサラワクの問題について何かお伺いしたいと思います。

先日、ITTOの理事会が開かれました、熱帯林破壊ということからサラワクを守ろうという立場でITTOの理事会が開かれたというふうにお聞きしております。どうい決定がなされたのか、簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。

○説明員(林真行君)　お答えいたします。先生御指摘のITTOの理事会は今年十月十六日から開会されておりました、二十三日まで、今週末でございますが、討議を行うことになっております。この討議におきまして、熱帯林分野の世界的な有識者から成るITTOのサラワク調査団の報告が提出されております。この報告につきまして現在理事会で検討が始まったばかりでございます。いまだ結論めいたものには至っておりませんが、私どもの承知しておりますところ、基本的には各国ともこの調査団の報告を高く評価するという立場だろうと理解しております。

○木庭健太郎君　今言われたとおり、ITTOが初めてミッションを送ったところがサラワクというところでもございます。そして、報告を出されてきて、今からそういう対応を決めていこうと、今まで広がってきた熱帯林の破壊を防止するためのモデルケースというふうなふうにもある意味では今見られております。

この問題に關しては、先日現地住民の方が日本にも来られて、プナン族の方たちでございまして、彼らが言っていることを聞いていただければ、本当にこういう生き方もあるんだなというところを考慮させられるを得ない。私たちが林の中に住み、そこで光から守られ、そこから落ちてくる実をとって、魚をとって、そこにある水を飲みながら、そうやって暮らしている。自然の中でそうやって暮らしていることが、知らないよその国の開発でできなくなってしまっている。どうして私たちは生きる権利まで奪われるんだらうか。

そんなことをおっしゃったときは、非常にある意味で感銘もいたしました。特にITTOの件に關しては、日本が外務省を中心になって誘致したという機関でもございまして、また先ほど言ったように、サラワクの問題がモデルケースになっているということであらば、ぜひ日本政府としてもこの問題に積極的に取り組むべきだと思っております。どう政府として取り組むつもりなのか、その点を簡潔に教えていただきたいと思います。

○説明員(林真行君)　先生御指摘のとおり、このサラワクの問題は、熱帯雨林全体の問題からしても大変重要な問題でございます。私どももいたしましては、ITTOの活動を全面的に支援することを以てこのサラワクの熱帯雨林の問題に對処をしたいと考えております。

先ほどお話のありましたITTOのサラワク調査団の報告におきましても、幾つかの報告が出されております。その報告に基づいた幾つかのプロジェクトが今回の理事会に出されておりました。いずれこの理事会中にそれらについて検討が行われ、何らかの結論が出るものと思っております。

そういう結論を踏まえて、私どもとしてもそういうプロジェクトにどうい協力ができるか、真剣に検討していきたいと思っております。

○木庭健太郎君　最後に、大臣にぜひ知ってほしいんですけれども、このサラワクの問題では、外務省さんと林野庁さんは非常に熱心でございまして、熱帯林を守っていくという立場でございまして、努力をなさっているんですよ。ところが、実際にこのサラワクの木の問題になると、輸出される半分が日本なんです。日本に来てしまう。それはどこがやっているかという、商社がやる。持っていた木を何に使うかという、さまざまな用途があるんですけれども、使う用途の一つの大きなやつが、ビルを建てるよその外のコンパネというあれに使われてしまっている。そういう意味では、外務省さん、林野庁さんが一生懸命頑張っても、この輸入する側の問題、

それから建設会社が今後どうしていくか、そういう建て方の問題で、そういう問題がどうしてもかかわってくる。ある意味では、今一生懸命やっている二省だけではなかなか解決できない問題だとも私は思うんです。ぜひ国内的にも、そういうた商社になれば通産ですね、建設というよりな省庁の事務レベルまで巻き込んだ形で、この問題が日本を挙げて取り組んでいるんだよという姿が、私は本当に、わざわざITTOを日本に持って来たわけですから、そういう意味合いにもつながって行くと思うんです。それをやるのが、逆に言えば世界に対して、日本は単に輸入しているだけじゃないですよ、そういうこともきちんと保全もやりながらやっていると、そういうことを証明することにもなると思うんです。そういう一つの、単に今の二省だけじゃなくて、ぜひ四省あたり巻き込んだ形のものをつくっていただきたいと念願しておるんですけれども、その点についての御見解を伺って質問を終わりたいと思っております。

○國務大臣(中山太郎君) 今委員御指摘の、熱帯雨林の保護の問題につきましては、ITTOの日本誘致等についても今日まで努力をしてきてはおりますが、熱帯雨林保全問題は地球環境保全に関する関係閣僚会議、これでも取り上げられております。今委員御指摘のように、関係各省庁とも十分今後協力をして協議してまいりたいというふうな考えをしております。

問題は、相手国が原木の輸出をとめる、これが一番大きな問題だ。輸出をとめた場合に、付加価値の高い木製品にして輸出してくる傾向も随所に見られるわけでございます。今後地球全体の熱帯雨林の保全の問題で各国が協力しなければ、この問題というものはなかなか解決していかない大きな問題であろう。

しかし、日本政府としては、御趣旨を体して努力をいたしてまいりたいと考えております。
○木庭健太郎君 終わります。
○吉岡吉典君 さきの臨時国会では、国連平和協力法案が廃案になりました。同法案は、今武力行

使も排除しないと四十万人の兵力派遣で攻撃態勢を整えつつある米軍の後方支援に自衛隊を派遣しようとするもので、憲法の平和主義の原則を踏みにじるものとして広範な国民の反対が起きました。政府は、廃案になったにもかかわらず多国籍軍への協力をあきらめず、自公民覚書に沿って新たな法案づくりを進めています。我々は、新規立法にはあくまで反対であります。憲法上許される国連の正当な活動への協力は新規立法の必要はないというのが私どもの考えであります。現行憲法上可能な協力は新規立法によるまでもなくやれるというのが我々の考えだからです。新規立法というのは、結局現行法規、現行憲法ではやれない協力というところへ行かざるを得ないというのがこの閣議案になった国連平和協力法案をめぐる問題であったと思います。

ところで、この協力法案の問題をめぐるまして、特に臨時国会に先立ち自民党の中では盛んに憲法解釈の変更、見直しということが論議になりました。その後の国会の論議も憲法の問題が大きく論議されましたが、私は今の時点で外務大臣及び防衛庁長官にお伺いしておきたいと思っております。憲法解釈を変更あるいは見直しする必要があるとお考えなのか、憲法の従来の考え方は引き継いでいくとお考えなのか、はっきりお答えをお願いしたいと思います。

○國務大臣(中山太郎君) 憲法に対する考え方は、憲法第九十九条の規定によりまして、國務大臣は国会議員とともに憲法を遵守しなければならぬ義務を負っておりますから、この憲法解釈をめぐりましては従来の政府の考え方に何らの変化はございません。

○國務大臣(石川三喜男君) まず、現時点においての憲法解釈の改正あるいは憲法改正等についての見解を求められましたが、私は現時点におきましては憲法の解釈の、あるいは憲法改正という考えは持っておりません。
また、自民党の中の憲法論議でございますが、民主主義の国家である限りはやはり大いに議論を

することは差し支えない、かように考えております。す。○吉岡吉典君 今憲法の解釈変更ということも考えていないということでした。

国連平和協力法案との関係で特に論議になった憲法問題というのは、第九十九条と国連の武力制裁への協力の問題でありました。この問題は、臨時国会でも非常に大きい論点になりましたけれども、私が考えますのは、この問題は既に憲法制定議会で明確に答えが出されている問題だと思っております。

例えば、昭和二十一年九月十三日の帝国憲法改正案特別委員会での問題が論議されており、幣原重徳國務大臣が答弁をされております。私その速記録も持っておりますが、そこで大臣は、

何處カノ國ニ制裁ヲ加ヘルト云フノニ、協力ヲシナケレバナラヌト云フヤウナ命令ト云フカ、サウ云フ註文ヲ日本ニシテ來ル場合ガアリマスレバ、ソレハ到底出來ヌ、留保ニ依ツテソレハ出來ナイト云フヤウナ方針ヲ執ツテ行クノガ一番宜カラウ、我々ハ其ノ方針ヲ以テ進ンデ行キマス

と、この明確に答えております。さらに、昭和二十一年十月五日、貴族院における、帝國憲法改正案特別委員会の安倍能成委員長が本会議で行った報告の中でも、

國際聯合憲章ノ規定スル自衛戰爭、共同防衛戰爭等トノ關係ハ、將來國際聯合ニ加入スルコトトナツタ場合ニ別個ニ考ヘルベキデハアルガ、寧ロ其ノ際ハ我ガ國トシテハ、兵力ノ提供義務ヲ留保スルト云フコトヲ考ヘルコトニナルデアラウ、

と、この委員会の報告でも述べられております。この速記録も私ここに持っております。つまり、国連の命令であろうと武力制裁には協力できないんだということが既に憲法制定議会で、昭和二十一年の今の憲法を制定する論議の中で明確にされ、本会議での報告でもそういうこと

が確認されておると、こういう問題であつて、私は、今の憲法の出発点から非常にはつきりとされていると思ひます。

法制局、こういう答弁や本会議での委員会報告が行われているということは間違いないことと確認できますか。
○説明員(大森政輔君) ただいまのお尋ねのうち、安倍能成委員長の本会議報告につきましては、私ちょっと準備しておりませんので確認できません。失礼いたしました。

それに対しては、お尋ねの幣原國務大臣の答弁の件に關しましては、ただいま御指摘のありましたような趣旨で発言がなされたことはそのとおりであります。誤解を避けるために幣原國務大臣の該當箇所だけ議事録に即して私どもの認識している内容をここに報告いたしたいと思います。

先略の後、該當箇所は、
日本ハ如何ニモ武力ハ持ツテ居リマセヌ、ソレ故ニ若シ現實ノ問題トシテ、日本ガ國際聯合ニ加入スルト云フ問題ガ起ツテ移リマシタ時ハ、我々ハドウシテモ憲法ト云フモノノ適用、第九條ノ適用ト云フコトヲ申シテ、之ヲ留保シナケレバナラヌト思ヒマス、是デモ宜シイカト云フコトデアリマスレバ、國際聯合ノ趣旨目的ト云フモノハ實ハ我々ノ共鳴スル所ガ少クナイノデアル、大體ノ目的ハソレデ宜シイデアリマスカラ、我々ハ協力スルケレドモ、併シ我々ノ憲法ノ第九條ガアル以上ハ、此ノ適用ニ付テハ我々ハ留保シナケレバナラナイ、即チ我々ノ中立ヲ破ツテ、サウシテ何處カノ國ニ制裁ヲ加ヘルト云フノニ、協力ヲシナケレバナラヌト云フヤウナ命令ト云フカ、

云々という前置きがございます。ただいま御指摘になりましたような発言内容に統一していくというところでございます。
○吉岡吉典君 事前に通告しておりませんでしたけれども、安倍能成特別委員長の本会議での報告、これは貴族院ですけれども、昭和二十一年十月五日に行われておるもので、特別委員会での論